

ガスのご契約に関する重要事項説明書

簡易ガス小売供給約款

本書は、当社にガス使用のお申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい重要な供給条件について記載したものです。


なお、ガスの供給及び使用に関する契約の詳細については、当社の簡易ガス小売供給約款に定めており、当社ホームページでご確認いただけます。

●ガス小売事業者のお問い合わせ先

金沢エナジー株式会社

石川県金沢市下本多町六番丁 1 1 番地

登録番号：F0002

電話番号：金沢エナジー コールセンター  0570-001874

【受付時間】9:00~17:30（1/1~1/3 は除きます）

ホームページ：<https://kanazawa-ge.co.jp/>



ガスのご契約に関する重要事項

1. ガス使用の申し込み、ご契約の成立及び契約期間

- (1) お客様は、当社所定の様式により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾したときにご契約が成立いたします。
- (2) 申し込みは、当社の事務所等といたします。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。

2. ガスの使用開始日

引越し等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合は、原則としてお客様の希望する日といたします。

3. ガス使用量および料金の算定方法

- (1) ガスの使用量は、原則として、毎月1度当社が予め定めた検針を行う日（以下「定例検針日」といいます。）に検針し、算定いたします。
- (2) 料金の算定期間は、原則として、前回の検針日の翌日から今回の検針日までの期間を1か月として算定し、新たにガスの使用を開始した場合等は、日数に応じて日割計算を行うことがあります。
- (3) 料金は、原則として、基本料金と従量料金の合計といたします。なお、従量料金は、基準単位数料金を原料価格の変動に応じて毎月調整した額「調整単位数料金」といいます。）に、使用量を乗じて算定いたします。

$$\text{基本料金(税抜)} + \text{従量料金(調整単位数料金(税抜)} \times \text{ご使用量} + \text{消費税等相当額}$$
- (4) お客様に適用するガスの料金表は、(別表) 料金表を参照ください。

4. 料金のお支払い等

- (1) 料金は、口座振替又は払い込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
- (2) 料金の支払義務は、当社が検針結果に基づき料金計算を行った日の翌日（以下「支払義務発生日」といいます。）から発生いたします。
- (3) お客様が料金を早取料金適用期間（支払義務発生日から起算して20日以内）経過後に支払われる場合は、早取料金を3パーセント割増したものを（以下「遅取料金」といいます。）に消費税等相当額を加えた額をお支払いいただきます。
- (4) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。支払期限日を経過してもなおお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

5. お客様からのお申し出による契約の変更及び解約

ガスの使用を廃止しようとするお客様は、あらかじめ廃止日を指定して、その旨を当社に通知していただきます。

6. 当社からの申し出による契約の変更及び解約

- (1) 当社が法令等の改正その他事由に基づき、民法第548条の4に定める定型約款変更規定により、お客様の了承を得ることなく簡易ガス小売供給約款に基づく契約内容を変更することがあります。この場合、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お客様にお知らせいたします。
- (2) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。
 - ① 支払期限日を過ぎてもなお料金のお支払いがない場合等簡易ガス供給約款の規定に基づいて供給停止したお客様まで、当社の指定する期日までにその理由となった事実を解消しない場合

- ② 当社の責めによらない事由により、ガスの供給継続が困難な場合
- ③ お客様が当社へ連絡することなく、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合

7. 供給するガスの成分等

当社が供給するガスの熱量、圧力及び成分は、以下のとおりです。

熱 量	100.46 メガジュール
圧 力	最高圧力・・・3.2 キロパスカル 最低圧力・・・2.2 キロパスカル
成 分	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率・・・80%以上 エタン及びエチレンの合計量の含有率・・・5%以下 ブタジエンの含有率・・・0.5%以下

8. 工事費等の負担

- (1) ガス工事をお申し込みされる場合は、簡易ガス小売供給約款に基づき、当社にお申し込みしていただきます。
- (2) ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置し、管理していただきます。なお、契約の開始・変更、設備の変更その他お客様の都合による契約内容の変更等により、お客様所有のガス設備について工事費等が発生した場合は、お客様にその工事費等を負担していただきます。
- (3) ガスメーター及び負荷計測器は、原則として当社所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客様に負担していただきます。
- (4) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担いたします。ただし、お客様のお申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費は、お客様に負担していただきます。

9. 保安に対するお客様の協力等

- (1) お客様は、当社がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力していただきます。
- (2) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客様ご構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (3) 当社は、検針や検査及び調査のための作業、供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業、ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替作業等を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の供給施設又は消費機器の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- (4) お客様は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉栓して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、速やかに適切な処置を講じます。
- (5) 当社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をお客様にさせていただく場合があります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社に通知していただきます。
- (6) 当社は、ガス使用契約が解除された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給設備を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。
- (7) お客様は、ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。

10. 供給または使用の制限等

当社は、災害等その他の不可抗力が生じた場合、ガス工作物に故障が生じた場合、ガス工作物の修理その他施工のため特に必要がある場合は、ガスの供給を制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

11. 供給施設の保安責任

当社は、お客さま所有の供給設備について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

12. その他

- (1) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が別途定める簡易ガス小売供給約款によります。なお、簡易ガス小売供給約款は、当社のホームページからご確認いただけます。
- (2) 従前のガス小売事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。
- (3) クーリング・オフにより契約を解約された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときは、ガスの供給を停止することがあります。
- (4) 当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は、当社のプライバシーポリシーをご確認ください。
- (5) 契約の変更・解約その他お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(別表) 料金表

- 適用条件等の詳細は、当社ホームページをご参照ください。
- ガス料金は、基本料金（税抜）と従量料金（調整単位料金（税抜）×使用量）の合計額に消費税等相当額を加算した金額となります。割引が適用されるご契約については、合計額（税抜）より割引額（税抜）を差し引いた額に消費税等相当額を加算した金額となります。
- 調整単位料金は、毎月基準単位料金に平均原料価格の変動を反映した原料費調整額を加減し決定いたします。

() 内は消費税等相当額加算前

供給地点群	料金表	1カ月のご使用量	基本料金	基準単位料金
金沢湖陽住宅団地 供給地点群	A	8 m ³ まで	724.90円 (659.00円)	521.576円 (474.16円)
	B	8 m ³ をこえる	806.08円 (732.80円)	511.577円 (465.07円)
瑞樹団地 供給地点群	A	8 m ³ まで	724.90円 (659.00円)	501.523円 (455.93円)
	B	8 m ³ をこえる	806.08円 (732.80円)	491.524円 (446.84円)
南森本 供給地点群	A	8 m ³ まで	724.90円 (659.00円)	505.813円 (459.83円)
	B	8 m ³ をこえる	806.08円 (732.80円)	495.814円 (450.74円)
大浦・東蚊爪 供給地点群	A	8 m ³ まで	724.90円 (659.00円)	493.185円 (448.35円)
	B	8 m ³ をこえる	806.08円 (732.80円)	483.186円 (439.26円)